

財務省告示第二百六十四号

省令第三十号（第五十条第十項の規定に基づき、平成十七年六月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
平成十七年七月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号（第四回）

利付国庫債券（物価連動・十年）

二 発行の根拠

法律（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため

の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）

第二条第一項及び財政融資資金

特別会計法（昭和二十六年法律

第一百一号）第十一条第一項並び

に国債整理基金特別会計法（明

治三十九年法律第六号）第五条

第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。この規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

を、した後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「非価

格競争

四 発行方法

三 振替法の適用等

五

募入決定の

イ 法

口 行

争 入

非 札

六

イ 行

争 入

利 札

回 発

り 競

額

口

国 債

特 別

非 者

争入札発行」という。

各申込みのうちの応募額を順次の

り当てる。そのうち応募額を順次の

各限額市場特別参加者ごとの応募

申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で四千九百九十六億円

うち金額で四千九百九十六億円

定に基づき発行した利付債の規

ついでに基づき発行した利付債の規

千六百萬円を平成十七年度に

おける財政運営のための公債の

発行の特等に関する法律第二

条第一項の規定に基づき発行した

た利付債の総額に七千二百五十

億七千二百五十万円で、千二百

五十万円の発行額に、千二百五十

万五千円を、千二百五十万円の

発行額に、千二百五十万円の

発行額に、千二百五十万円の

発行額に、千二百五十万円の

発行額に、千二百五十万円の

七イ 払込金 額 争入札 発 口 行 争入札 発 国債市場 特別参加 者・第 非価格 争入札 争入札 発 八 最 低 額 面 金 九 振替 単 位

四 千 九 百 五 十 七 億 三 百 十 二 万 円

二 百 八 十 三 億 七 千 六 百 九 十 二 万 円

十 万 円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

額の整数倍の金額によるものと

す。平成十七年六月十日

額面金額につき九十九円二

十〇・五パーセント

各利子支払期及び償還期限にお

ける及び償還期限は、各利子払

期及び償還期限の属する月の三

月前の消費額を指し、総務省

が小売物の統計（指定統計第三

十五号）の調査の結果に

基づき作成するため、全国消費物

指数のうち、生鮮食品を除く総合

指数をいう。以下同じ。消費者

改定後の基準（「新基準」という。

以下同じ。）に基づく消費者物価

指数が公表された場合であつ

て、財務大臣が定める日以後は、

十四 初期利子

新基準に基づく消費者物価指数[○]を九十七・四（消費者物価指数の基準改定が行われ、新基準に基づく消費者物価指数が公表された場合であつて、財務大臣が定める日以後は、新基準に基づく平成十七年三月の消費者物価指数）で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、これを四捨五入した額とする。）に額面金額を乗じて得た額とする。

平成十七年十二月十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{前号の規定により算出された支払期における想定元金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}}{1}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月十日及び十二月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\frac{\text{第十三号支払期に於ける想定元金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}}{2}$$

十六 償還期限

平成二十七年六月十日

二十	十九	十八	十七
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支
平成十七年六月十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	た償還期限における想定元金額
			第十三号の規定により算出され